

社会福祉法人 桜寿会  
役員及び評議員の報酬の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 役員等は、報酬の受給について辞退することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を受けて別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 8月 9日から施行する。

別表第1

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
定款第26条第2項による意思表示	5,000 円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査、理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	10,000 円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
定款第13条第4項による意思表示	5,000 円